

次期介護保険制度改正における軽度者への日常生活支援及び福祉用具貸与・住宅改修に係る給付を継続する旨の意見書

公的介護保険は、1997年に法制化され「介護を必要とする高齢者の介護等に係る負担（費用、家族介助、福祉施設利用料、福祉用具、住宅改修等）を社会全体で支援する為の保険制度」で、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという重要な役割を果たしています。

このような中、2015年6月30日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（新骨太の方針2015）の中で、次期介護保険制度改正において、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討することが盛り込まれました。

しかしながら、いわゆる「要介護軽度」の方は、日常生活支援や福祉用具貸与等の介護保険サービスを利用することにより生活の幅が広がり、社会参加も可能になっている方々であります。

例えば、食事の用意や掃除などの生活支援により住み慣れた自宅での生活をおくることができ、また、手すりや歩行器などの軽度者向けの福祉用具貸与は、転倒・骨折の予防につながり重度化を防ぎ、又はおくらせることに役立っております。

さらに安全な外出機会を保障することにより、一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持にもつながっています。

財務省案がそのまま可決施行されれば、現在介護保険制度を使いデイサービスや訪問介護・福祉用具貸与等の介護保険サービスを受けている方々（約520万人）の内、約3分の2にあたる320万人余が全額自己負担となり、その多くの方が生活維持のためにサービスを断念せざるを得ないという事態にも成りかねない状況にあります。その結果は、介護度の重度化を招き、逆に社会保障費全体が増大することになります。

人的パワーを補い、介護環境の改善にも寄与する生活支援サービスや福祉用具貸与は、安倍政権が掲げる「新三本の矢」にある「介護離職ゼロの実現」にも貢献するものであります。

よって、国においては、次期介護保険制度改正における給付の見直しに当たって、高齢者の自立を支援し、利用者の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護の必要な方の生活を支える観点から検討を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月30日

名取市議会議長 郷内 良治

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
社会保障・税一体改革担当大臣 殿